

第 15 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

令和 3 年 10 月 11 日 (月)

10:00~正午

於：大阪市環境局第 1 会議室

(ウェブ会議により実施)

第 15 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

(1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) 高濃度 P C B 廃棄物の今後の処理方針及び P C B 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

(4) その他

4. 閉会

○深瀬係長（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第15回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ、皆様方におかれましては御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。今回は新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、ウェブでの会議開催とさせていただきます。

議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課産業廃棄物規制グループの深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催についてお願いがございます。パソコンのカメラはオン、マイクはオフの状態にしていただきますよう、お願いいたします。また、御発言の際は挙手ボタンをクリックしてください。また、部会長が指名をいたしますので、指名後、マイクをオンにしていただき、御発言をお願いいたします。

なお、御発言後はマイクをオフにしていただき、再度挙手ボタンをクリックし、手を下げてください。部会の開催に当たりまして、視聴者の皆様には説明させていただきました遵守事項に従いまして、お静かに御視聴いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局環境管理部長の松井から御挨拶をさせていただきます。

○松井部長（大阪市）

皆さん、おはようございます。大阪市環境局環境管理部長の松井でございます。本日は大変お忙しい中、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪PCB廃棄物処理事業監視部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、前回に引き続き、ウェブ会議とさせていただきます。大変不便なところもございましたけれども、よろしくお願い申し上げます。また、岩井会長におかれましては、御足労いただきまして、どうもありがとうございます。

平素は環境行政をはじめ、本市の行政に御理解、御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、これまで有識者の皆様から貴重な御意見や御指導をいただくとともに、関係者の皆様の御理解と御協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の大阪PCB処理事業所での近畿2府4県内の高濃度PCB廃棄物につきましては、平成18年10月に処理が開始されて以降、大きなトラブルもなく、順調にまた安全かつ適正に処理が進められております。PCB特別措置法におきましては、大阪PCB事業所の事業エリアの高濃度PCBの計画的処理完了期限については今年度末までと定められていることから、国やJESCO、また関係団体と連携、協力しながら、高濃度PCB廃棄物の計画的処理を進めるための

取組を行っているところでございまして、いまだ未処理の事業者に対しましては、今年度末までに確実に処分するよう厳正に対処しております。JESCO 事業所におかれましては、今後も引き続き確実な処理を行い、事故やトラブルなどにより、高濃度 PCB 廃棄物の処理が滞ることがないように事業を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、先日 9 月 22 日に環境省から本市に対しまして、JESCO による PCB 廃棄物処理事業の継続及び処理対象物に関する検討の要請がありました。現在本市としての対応を検討しているところでございます。本日は、有識者の皆様には忌憚のない御議論をいただき、その中でいただいた御意見を踏まえまして、引き続き PCB 廃棄物の適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○深瀬係長（司会）

続きまして、本日は環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課から、神谷課長、切川課長補佐に御出席いただいております。

それでは、御挨拶をいただきたいと存じます。

○神谷課長（環境省）

環境省の神谷でございます。日頃から PCB 廃棄物の処理の推進に御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

PCB については、申し上げるまでもなく、民間での処理がうまくいかずに、長期にわたり、様々曲折があったわけでございますが、大阪市が近畿 6 府県の変圧器、コンデンサー等の処理をお受けいただき、この事業監視部会等を通じて安全確保に努め、また大阪市による JESCO への管理あるいは指導・監督、環境モニタリング等の御協力を賜りながら、今日まで事業を着実に続けてくることができました。

まずは、心より御礼を申し上げます。

今、大阪市から御紹介ございましたけれど、先月の 9 月 22 日、大阪市をはじめ、立地自治体に対して環境大臣名で処理の継続、それから北九州エリアで発見されたコンデンサー等の広域処理に関して検討要請を行わせていただいたところでございます。詳しくは後の資料で御説明をいたしますけれども、この大阪事業地域における変圧器、コンデンサー等の処理完遂のために、この準備期間を活用して処理を継続させていただきたいというふうに考えております。引き続き、関係者の方々と連携しながら、安全確保を大前提として、PCB 廃棄物の処理が一日でも早く進むよう全力を挙げて取り組んでまいります。本日の会議でも事業に対する御意見をいただきながら、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○深瀬係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、表裏 1 枚物の出席者名簿、続きまして、議題（1）に係ります JESCO の資料といたしまして、資料 1-1、大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について、資料 1-2、大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取組についてでございます。

続いて、議題（2）に係ります本市の資料といたしまして、資料 2、令和 3 年度環境モニタリング調査についてでございます。

最後に、議第（3）に係ります環境省の資料といたしまして、資料 3-1、高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針について、資料 3-2、中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル処理事業の継続及び処理対象物について、資料 3-3、PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組でございます。

本日の資料は以上でございます。資料の配付漏れはございませんでしょうか。ございましたら、お知らせのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。部会長であります大阪市の谷野産業廃棄物規制担当課長が議事進行をすることになりますので、谷野課長、よろしくお願いいたします。

○谷野課長（大阪市）

おはようございます。本日 PCB 監視部会の部会長をさせていただきます大阪市環境局、産業廃棄物規制担当課長の谷野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本 PCB 監視部会は、JESCO 大阪事業所の操業状況やトラブルの有無、また環境保全対策などの報告を受けまして、有識者の皆様からの御意見を賜り、より安全な操業を確保することを目的として開催しているものでありまして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の部会として、毎年 2 回開催しておりまして、今回は令和 3 年度の第 1 回目となります。

それでは、早速ですが、議事次第に従いまして、説明をお願いしたいと思います。

まず、議題（1）にあります、大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 JESCO 様から説明をお願いいたしますが、資料のほうがボリュームがございますので、前半と後半に分けて説明いただきたいと思います。

まず、資料 1-1 の 19 ページ、5. の PCB 廃棄物処理施設、設備改造・運用変更のところまでを前半に御説明をいただき、一旦、御意見、御質問を承った後、20 ページの 6. 営業活動以降、及び資料 1-2 の大阪 PCB 処理事業の事業所の長期保全の取組についてを後半に御説明いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

JESCO 大阪事業所の安井でございます。

それでは、資料 1-1、大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について御説明させていただきます。

まず 1 ページで操業状況となります。

(1) で搬入実績としております、平成 18 年の 10 月の操業開始以来、今年の 7 月末までの実績となります。表 1 のところに、廃棄物の搬入実績をお示ししております。トランス類、コンデンサー類、廃 PCB 等、これは PCB の油でございます。それぞれ 2 府 4 県、また表の右から 2 番目には、大阪府の内数として大阪市の数字もお示しをしております。トランス類は 2,745 台、コンデンサー類で 8 万 7,797 台、廃 PCB 等は 2,534 本の搬入を終えてございます。

図 1 として 1 ページ右上のところに、年度別の搬入進捗率をお示ししておりますが、こちらは 7 月末現在で、近畿 2 府 4 県内にあります PCB 廃棄物のうち、JESCO に登録されている PCB 廃棄物、これを分母としておりますが、それに対しまして、トランス類は 100%、コンデンサー類 99%、廃 PCB 等約 97% 搬入済みということになります。表のほうにも 2 府 4 県、並びに大阪市の数値を示しておりますが、トランス類は当然全ての自治体さんで搬入済みとなります。コンデンサー類につきましても、全体で 99% でございますが、98 から 99.5 といったような数値でございますが、油についても全体で 97.1 となっておりますが、94.2 から 100% という数値で、ほぼ全自治体が同じように進捗については順調に進められてきておりますけれども、まだ後ほど課題等については、御説明をさせていただきます。

続きまして、2 ページから 3 ページにかけまして、中間処理実績等ということでございます。搬入されたものにつきましては、順次、処理を進めるということになりますが、若干タイムラグ等々もございまして、中間処理の実績のほうにつきましては、大阪事業所に持ち込まれたものの実績ということになります。こちら 7 月末までの実績で表 2 のほうにお示ししておりますトランス類につきましては 2,743 台、コンデンサー類は 8 万 2,621 台、廃 PCB 等は 2,454 本となっております。近畿 2 府 4 県で登録されております PCB 廃棄物のうちトランス類で言いますと 99.9%、コンデンサー類が 98.8%、廃 PCB 等が 94.0% といったところの処理を終えております。

トランス類となりますが、次の 3 ページの上のほうに処理の関係、グラフに示してございますが、平成 21 年度をピークに台数は減少傾向、重量につきましては 20 年から 28 年度、大体 300 トンから 400 トンといった処理で推移してございます。28 年度は電鉄会社の 20 トンクラスの超大型の処理が進みまして、29 年度は残存物にそういった大きなものがなくなりました。30 年度は処理手間物として処理が進みまして、大型物の処理割合が増えたといったところがございます。

コンデンサー類でございますが、平成 23 年から 25 年度、これをピークに台数、重量と

も減少傾向にございました。掘り起こし活動、各自治体様で実施いただきます PCB 廃棄物がどこにあるのかといったような調査、こういった活動が進みまして、登録されたコンデンサーでございますが、こういったものは 10 キロ未満の小型の電気機器、こういったものの割合が多くなったといったところでございます。コンデンサーのほうの処理でございますが、平成 30 年度までは下がったんですが、掘り起こしで出てきたものの処理といったところで、令和元年、令和 2 年と若干台数としては増えているというところでございます。

廃 PCB 等でございますが、平成 24 年度から 25 年度、これをピークに本数、重量とも 28 年度まで減少いたしましたけれども、29 年度から少量保管事業者様がお持ちの分析検体の残り、こういったものの処理が増えました。それで本数が増えてございます。平成 30 年度になりますと、超大型トランスから抜油された油が単独で入りまして、また令和元年度からは 23 ページのほうで後述させていただきますが、多量保管事業者様からの油の処理を開始したことによりまして、本数、重量が増えているという状況でございます。

全体といたしましては、残台数は減ってきておりまして、契約が難航をする保管事業者様が存在していますほか、搬入までの期間や処理に時間を要するような処理手間物・困難物といったものもございます。また、コンデンサー類ですとか廃 PCB 等につきましては、新規に登録されるものもまだ若干ございますけれども、今年度に入ってから新規登録の数は減ってきているというところでございます。引き続き、安全かつ確実に処理を推進してまいりたいと思っております。

3 ページの下の部分でございますが、エリア間移動による効率的な処理の推進ということでございますが、こちらは令和 3 年 7 月末時点でのエリア間移動での処理の実績及び今後の計画ということで、表の 3 のほうにお示ししております。豊田の事業所、また北海道の事業所との間で、それぞれ効率的な処理のために、事業エリア間を移動させていただきまして処理をするといったものでございますが、表の 3 にお示しのとおり、令和 2 年度まで実績ございましたが、今年度に入ってから実績はございません。各事業所での処理が進みまして、今後もエリアを移動させていただいての処理の予定はないといったところでございます。

続きまして、4 ページの上の部分でございます。払出実績等ということで、こちらも令和 3 年 7 月末までの実績でございますが、処理に伴いまして発生いたします有価物、主に金属ですとか油となりますが、また廃棄物ですね。こちらの払出実績を表の 4 にお示ししてございます。表の一番右のほうが直近のデータということで、令和 3 年は 7 月末までの実績を入れております。表の上のほうが有価物、下が廃棄物になりますけれども、それぞれの数字について特段異常値といったものは見えてきておりません。また、下のほう、表の 5 のところには廃棄物については再資源化で処理を委託してございます。こちらにつきましては、前回、監視部会で御説明した方法から変更はございません。同じ会社さんに処理を委託しているというところでございます。

続きまして、4 ページの下の部分から次のページにかけまして、処理に伴いまして発生いたします運転廃棄物というものでございます。活性炭ですとか、保護具類、そういったもの、また処理で発生いたしますアルカリ水での洗浄に伴い、廃アルカリ水といったものが発生いたしますけれども、その処理実績となります。

令和3年7月末までの実績は5 ページの表のほうに示してございますが、この運転廃棄物のうち、これまで自所処理をしております廃活性炭、この右半分のところ、左から2 番目、真ん中ぐらいになりますが、この廃活性炭につきましては、4 基あります VTR、真空加熱分離装置でございますが、これの D 号機を使用して処理をしておりますが、今般まで問題のなかったこの D 号機の第 1 オイルシャワーの回収タンク、下部の部分でございます。右にポンチ絵を示してございますが、2 本、角のように上に出ている部分がシャワー部分でございます、シャワーが出て回収した油、これをこの五角形のタンクの部分で回収するというところでございますが、この部分が経年劣化によりまして一部更新が必要となりました。これに伴いまして、今後は D 号機のバックアップ用と準備をしております同じく VTR の C 号機、これにてこの廃棄物を処理するというように考えております。D 号機につきましては、更新を行いましたので、別のタール等の運転廃棄物の処理に活用するというように予定してございます。

5 ページ、2、運転廃棄物の処理実績でございます。表の上のほう、平成 24 年度から、各年度の品目ごとの処理の実績、本数と重量、また PCB といったものについて 3 段書きで記載させていただいております。一番下のほう、令和 3 年度に入ってから、各月の実績ということでございます。表の左側が PCB、低濃度の PCB 廃棄物といたしまして、こちらは無害化処理認定施設、民間の施設のほうに処理を委託しておりますが、計画的に処理を進めておりまして、順調に払出しを進めております。右側の自所処理でございますが、先ほど申しました廃活性炭の処理が今年度に入ってから若干計画の見直しが必要になってございますが、そのほかの品目につきましては、こちらも計画的に処理を進めております。表の一番右が他事業所の JESCO の東京事業所、並びに北九州事業所に運んで処理をしております高濃度の運転廃棄物でございますが、こちらにつきましても、各事業所、連携をさせていただきまして、順調に処理を進めているというところでございます。

続きまして、6 ページからは各種のモニタリング調査の結果でございます。

まず、6 ページが排水でございます。汚水としての排水、また雨水としての排水でございますが、私どもの大阪事業所、西棟と東棟それぞれから汚水、雨水が外部に出ていくというところでございますが、11 地点で PCB 並びにダイオキシンを測定しております。年 1 回でございまして、今年は 6 月から 7 月にかけてサンプリングをしておりますが、全ての地点で PCB、ダイオキシン類とも、自主管理目標値未満を確認してございます。表の真ん中あたり、二重線で囲われた部分が今回新たな数字でございます。

その次、7 ページでございますが、敷地境界におけます騒音及び振動レベルとなっております。こちら年 1 回でございまして、今年 6 月に調査を行っておりますけれども、表の

真ん中あたり、二重線に囲まれた部分が直近の今年の 6 月の実績ということでございますが、いずれの時間帯も東西南北で維持管理値以下ということは確認できたというところでございます。

続きまして、8 ページから 9 ページになりますが、排気ということになります。建物の各所にあります、排気口、またそれぞれの棟にありますボイラー、これからの排気中の PCB、ダイオキシン類、塩化水素、ベンゼンといった物質につきまして、年 2 回測定するというので、そのうち今年度 1 回目を 5 月から 6 月にかけて実施しております。表の 9-1 は西棟のほうでございまして、こちら表の真ん中辺りに二重線で囲った部分が直近のデータとなりますが、いずれの物質も自主管理目標値未満だったということでございますし、ボイラー排気中の窒素酸化物、ばいじんにつきましても、自主管理目標値未満でございました。

次のページ、9 ページのほうは東棟のものが表の 9-2 でお示ししております。こちら表の真ん中辺り二重線で囲った部分が 6 月に各ポイントでサンプリングして分析した結果となりますが、いずれも自主管理目標値未満ということを確認してございます。

続きまして、10 ページです。

周辺環境モニタリングとなります。こちらにつきましては、事業所の敷地内及び事業所周辺の地点、2 地点におきまして、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンにつきまして、年 4 回の測定を実施してございます。この測定結果が表の 10 以降にお示ししておりますが、今年度に入ってから分につきましては、まだ春の結果のみとなっておりますが、昨年度の 4 回分、今年度の 1 回分の計 5 回分を表の 10 にお示ししておりますが、いずれも環境基準値等は下回った値ということでございます。環境基準値は表の一番右の列にお示しております。

PCB とダイオキシン類につきましては、次の 11 ページの表の 11 並びに 12 におきまして、各年度の 4 回の平均値、令和 3 年度につきましては春の 1 回分だけでございますが、その数値を一覧表ということで表の 11、並びに 12 にお示ししております。この表の数値をグラフ化したものが図の 3 ということになります。このグラフの一番右が直近の数値ということになります。一番左は操業開始前の平成 17 年からの数値ということとなりまして、特に私どもの操業によりまして上昇といったような傾向は見受けられないというふうに判断をしております。

その下の表の 13 につきましては、臭気測定結果でございますが、臭気測定につきましては、年 1 回の測定としておりまして、今年の 10 月に今年度分の調査を予定しております。表のほうに記載しておりますのは、昨年 10 月、測定結果ということで前回の監視部会で御説明を終えておりますので、割愛させていただきます。

12 ページにつきましては、今、御説明をいたしましたモニタリングのサンプリングポイントについて、12 ページの上は東西棟の敷地境界ですとか、建物の部分でのサンプリングかといったもの。下のところにつきましては、排水水ですとか周辺環境モニタリング、

排出モニタリングにつきまして、こういったポイントで年何回実施するのかということについてお示しをしております。

13 ページ、並びに 14 ページにつきましては、排気のモニタリングでございますが、こういった設備、こういった処理の系統から出てきた排気のサンプリングかと、ポイントかということでお分かりになるようにフロー図ということでお示しをしております。こちらについては、前回までと変更はございません。

続きまして、15 ページになりますけれども、作業環境の測定結果ということになります。作業従事者の PCB 暴露防止といった観点から、労働安全衛生法特定化学物質障害予防規則に基づきまして、大型解体室、小型解体室、また処理困難物倉庫内に設けました、廃アルカリ、運転廃棄物になります廃アルカリの小分け用のグリーンハウス、ブースになっておりますが、この室内の 3 か所につきまして、作業環境中の PCB 濃度、並びにダイオキシン類濃度、これを毎年度、2 回測定をしております。こちらのほうの結果でございますけれども、図の 4 のほうに PCB の結果を示しておりますが、平成 22 年度以降、僅かに低減傾向にありました。平成 30 年 5 月の測定で小型解体室で許容濃度の $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ を超過しましたので、定期検査時に、夏季の期間に行います定期検査時、まとめて清掃、除染を徹底的に行いまして、許容濃度以下となっております。その後の測定でも、許容濃度以下を維持しております。

下のほうでございますが、同じ 3 部屋によりますダイオキシン類濃度の測定結果となります。こちらも平成 30 年 5 月の測定で、小型解体室のダイオキシン類濃度、 $100\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ というふうに上昇しておりますが、PCB での対策同様に、定期検査時に徹底的に清掃、除染を行いまして、その後の測定からはそれ以前の値程度というところまで減少しているというところがございます。前回、令和 2 年 12 月の測定では PCB 濃度、1 桁といったところまで下がりましたが、6 月の測定では若干上昇しておりますが、それまでとは特別高くなっているというふうなことではないというふうには把握しております。

16 ページから 17 ページにかけては、今の 3 室以外にも、自主測定という形で年 2 回、作業環境測定を行っております。17 ページのほうに、そのほかの部屋の結果について一覧でお示しをしております。こちらの表では、一番左側の端が直近の今年 6 月に実施した結果ということでございまして、前回の監視部会以降の新しいデータとなります。こちらにお示ししております中では測定値を黒字と赤字になっておりますが、PCB については全て黒字でございますが、常に管理濃度以下ということでございます。ダイオキシンにつきましては、幾つかの部屋で赤字の部分もございますが、こちらは $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ という管理濃度を上回ったといったところにつきましては、そういった表記をさせていただいております。こちらにつきましては、それぞれの部屋につきまして、解体室での取組と同じく、定期検査時に徹底的に清掃等々を行いまして、一定レベル以下には抑えられておりますけれども、管理濃度を若干超過する部屋もございますので、こちらにつきましては、現場での作業では適切な保護具を着用して、一部の部屋では作業時間の管理等々もさせ

ていただいて操業を続けさせていただいているというところでございます。

続きまして、18 ページ、ヒヤリハット・キガカリの取組状況でございます。ヒヤリハット・キガカリ活動につきましては、事業所の安全レベル向上と、危険のない職場づくり、こういったために積極的に取り組んでございます。操業時からの提出件数を表の 15 にお示ししております。表の 15 につきましても、表の一番右側が直近のデータということで、7 月末までの実績ということになります。現場で働いている作業員から提出された案件につきましては、JESCO、並びに現場で働いている運転会社のメンバーでタスクチームを設けております。一件一件内容を確認いたしまして、改善が望ましいと判断される案件につきまして、確実に改善等を進めてきておりまして、これらの実施状況につきましては、産業医にも御出席いただいております、毎月開催しております安全衛生協議会の場で内容の報告と共有をさせていただいているというところでございます。

また、令和 2 年 4 月から令和 3 年 7 月の間に提出されましたヒヤリハット・キガカリ案件の項目別分類、こちらを図の 6 に円グラフにお示ししております。ヒヤリハットにつきましては、令和 2 年から令和 3 年 7 月末まででございますが 42 件、キガカリが 257 件とありますけれども、それぞれ出された内容につきまして、項目別分類をいたしますと、破損といった内容がいずれも多くなっております。また、ヒヤリハットのほうでは操作、また、衝突、そういった、キガカリでは、破損の次は作業環境ですとか、操作といった項目というのがございます。また、このヒヤリハットにつきましては、JESCO の全国 5 事業所におきまして、同じ取組ということでございますが、内容につきましてリスク評価を行いまして、リスクが高いものにつきましては、インシデントという位置づけをしております。このインシデントは安全衛生上問題ありということございまして、本社に報告いたしまして、本社からそのほかの事業所に水平展開されまして、リスク低減策を講じているという取組でございます。

19 ページでございます。

リスク評価でございますが、表 16 のところに、労働災害による場合のリスク評価を事例としてお示ししてございますが、こういった取組をしております。その結果が表の 17 でございます。表の 17 のほうも、一番右が直近で、令和 2 年 4 月以降のものをお示ししてございますが、リスクの高いとされますレベル、リスクレベル 3 ですとか 4、こういった 3、4 になりますとインシデントの扱いになりますけれども、大阪事業所の場合、この 1 年数か月の間ではリスクの高いものはなかったという評価でございます。

続きまして、19 ページの下の部分です。

PCB 廃棄物処理施設の設備改造と運用変更ということになりますけれども、私どもでは設備改造、また運用変更といったようなことを考える場合は、その設備改造・運用変更に伴いまして、環境リスクですとか、安全性のリスク、そういったものに変更が出てくるんじゃないかということで、内部におきまして環境安全評価委員会という場で、その改造、変更の内容を確認いたしまして、必要な対策を打つ、また本社のほうにその内容を報告し、

本社でもまたその内容で問題ないかを評価するという委員会を設けてございます。前回の監視部会以降、1件、この委員会をかけたものがあります。こちらが今年の6月15日に開催いたしました溶媒供給配管設置工事であります。内容につきましては、別添資料のほうで御説明をさせていただきます。

○中野副所長（JESCO）

それでは、ここから SA 案件について、私、中野が説明させていただきます。別添資料 1-1 を御覧ください。

当該大阪 PCB 処理事業所は、令和 3 年度末に計画的処理完了期限を迎えます。運転廃棄物の処理、並びに解体撤去工事に関わる準備といたしまして、タンク及び配管等の機器内部に付着しております PCB を、循環洗浄によって低減させることを考えております。工事の概要ですが、今般、トランス油の受槽、V-2902、これは平成 24 年度より使用を停止しております。しかしながら、過去に高濃度の PCB 貯留槽として運用してまいりましたので、槽内は PCB 雰囲気となっております。この PCB 雰囲気を洗浄することによって低減することを目的とした、炭化水素系の溶媒、既に使っております KP-8 を供給するための配管設置工事を実施いたします。トランス油の受槽の容量が 8.65 m³と比較的大きいので、使用する溶媒につきましては、新規溶媒及び回収溶媒、両方の種類から選択できるようにいたします。トランス油の受槽に溶媒を張り込みまして、循環洗浄することによって、PCB 雰囲気の低減効果について今年度中に結果を取りまとめる予定でございます。

次のページに簡単なフロー図がございます。真ん中辺りの赤い配管、フランジ A、B、C のところから取り出し口がありますが、ここは赤の配管でつながります。右下の黄色い V-2902、トランス油の受槽に、左側のタンク 2 つ、TK-1921 と TK-3603 から溶媒を張り込んで、右下の黄色いポンプで循環洗浄いたしまして評価するといった形になります。こちらが改造案件になります。

もう 1 件、別添資料 1-2 になるんですけども、施設の解体撤去の準備につきましては、JESCO の PCB 廃棄物処理施設解体撤去マニュアルに基づいて解体撤去をしてまいります。今年度は準備期間といたしまして、この基本方針に従って、まず小型解体室にあります大型コンデンサー用の容器裁断装置等、既に会計上除却を終わっております機器について、今年度下期中に解体撤去を考えております。併せて、解体撤去した廃棄物につきましては、無害化処理の認定施設に払い出したいと考えています。ここの表に 4 つほど書いてあります。大型コンデンサー用の蓋の切断装置ほか 3 基を今年度中に解体撤去すると。事例としまして、写真をそこに載せてあります。スケジュールですけれども、右下のところ、撤去工事については青い矢印で 12 月まで、撤去払出しは 1 月半ばまでかけて実施する予定でございます。

次のページに配置図がございますけれども、配置図の右、ブルーの部分、青色で着色した部分、U-2207、2206 ほか 4 基を撤去していくという形になってございます。

説明、以上になります。

○安井所長（JESCO）

前半部分の説明は以上となります。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO さんのほうからの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。すいません。質問等あります場合、挙手ボタンをお願いいたします。

中地先生、よろしくお願いします。

○中地外部有識者

中地ですけれども、聞こえていますでしょうか。2 件あって、1 ページの表の 1 の年度別搬入実績の件ですけれども、コンデンサー類、99%まで進んでいます、大阪府、大阪府が足を引っ張っていったような形になっているので、この辺どういうことなのかということや、2 点目は 5 ページの表の 6、運転廃棄物の処理実績についてですが、冒頭、環境省等からの御挨拶もありましたけれども、運転期間が延長になると、処理ができてない、新たに掘り起こされたコンデンサー類等を処理するということですが、その場合の廃棄物の処理計画、特に他事業所との連携というか、その辺は大丈夫なんでしょうか。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

それでは、1 つ目は JESCO さんというよりも、大阪市になると思いますので、ちょっと大阪市のほうから、谷野のほうから説明いたします。

この進捗率が 98.3%ということで、ほかと比べますと、ちょっと数値が低いのではないかなということなんですけども、これが昨年度、令和 2 年度の後半に処理の機器の登録ですとか、処理の委託契約が、ちょっと契約数がかなり増えまして、これはこれまでの掘り起こしの成果と言えそうですけども、掘り起こしの成果とともに、環境省のほうでも、補助制度の拡充といいますか、運搬費についての補助制度も拡充されたという背景もございまして、処理の件数が増えたということが想定されております。

要因としましては、そういったことでちょっと急激に登録数が増えたということで母数が増えた関係で進捗率が下がっているというふうを考えております。

ほか、JESCO さんのほうからもし何か補足の御説明ありましたら、よろしくお願いします。

○安井所長（JESCO）

JESCOでございますけれども、ただいま谷野課長から御説明いただきましたとおり、令和2年度につきましては、各自治体様の掘り起こし活動によりまして、かなりコンデンサーを中心に登録が増えております。順次処理を進めさせていただいておりますけれども、やはり登録が増えますと、率としては少し下がるというような傾向があるというところかと思えます。

続きまして、二つ目の御質問の回答でございますが、5ページ、表の6のところでは運転廃棄物の処理の実績、計画的に処理を進めさせていただくというところにつきまして、確かに処理、今後出てくるものの処理等々を含めましての処理期間につきましてのお話がありますので、そういった決まりました計画、処理させていただけるような期間等々決まりましたら、それに基づきまして、この運転廃棄物の処理の計画につきましても、他事業所と連携してしっかり進めたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ちょっとこの件につきましては、後ほどまた議題（3）のほうで、環境省さんのほうからも今後の処理の見通しということで、御説明がございますので、その際にもまた御質問いただければと思います。

○中地外部有識者

承知しました。

○谷野課長（大阪市）

よろしく申し上げます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

そうしますと杉本先生から手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○杉本外部有識者

すいません、杉本です。

いつも質問していることなんですが、18ページのヒヤリハットに関連して、少し教えてください。

表15では、ヒヤリハットもキガカリも、令和2年、3年と件数が減っているように思われるんですが、その申告自体が、その作業量が、前のを見ていると、そんなに減っているわけではないのですが、提出が少なくなっているような気がしたので、それはなぜかと

いうことです。

もう一つは、図6のほうの、特にヒヤリハットのほうの件数の内訳で、うちの手元にちょうど令和元年のほうの件数の内訳があつて、ちょっと比較してみたんですが、割合としては、破損の割合が非常に増えているような気がするんですが、これは機械の老朽化とか何かの原因となっているのかどうか、その辺りをお願いいたします。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

そうしましたら、JESCOさん、お願いできますでしょうか。

○安井所長（JESCO）

まず一つ目が、ヒヤリハット・キガカリの件数が今年度減っているというんではないかということでございます。昨年度までと比較いたしまして、若干やはり減っている傾向もあるかと思いますが、いつもこの8月から9月にかけて、点検作業、1か月間点検に努めておりますけれども、点検後に10月、11月ぐらいに提出される件数が増えるという傾向はございますけれども、これまで1件ごとにヒヤリハット、改善を進めてきた効果といったようなことも考えられるということもございまして、この点検後の一、二か月の提出状況も確認させていただきたいというふうには思っております。

もう一つヒヤリハットでございますかね、2年前と比べて破損が増えているんではないかということだったかと思っておりますけれども。

○杉本外部有識者

件数は全体として減っているのでも減っていますが、割合的に増えていることをどんなふうにかえたらいいかということなんです。

○安井所長（JESCO）

出されておりますヒヤリハットの破損でございますけれども、少し操作上の不注意によってもヒヤリハットもございまして、あとは経年劣化等々によりまして、若干閉めてあった部分の緩み等々が出ていたのではないかとといったような内容での破損、そういったものもありまして、特段この2年で大きく変わったといったようなことは起こっていないという状況でございます。

○杉本外部有識者

どうもありがとうございました。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。上野先生、お願いいたします。

○上野外部有識者

上野です。よろしくお願いします。

先ほどのヒヤリハット・キガカリなんですけども、これコロナ禍と関係していることはないのかなと、1つちょっと思ったんですけど、あと、操業状況とですね。それと例年ですけども、作業従事者の血液検査に関しても今年度も実施予定なんでしょうか、その2点ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○谷野課長（大阪市）

ただいまの御質問につきまして、JESCOさん、お願いいたします。

○安井所長（JESCO）

御質問どうもありがとうございます。ヒヤリハットで出てきている内容について新型コロナとの関係でございますが、一件一件出しているものの内容を確認しておりますが、新型コロナに基づいてのキガカリといったようなものは出てきておりません。あと、健康管理の問題でございます。採血については、今年度も実施してございまして、現場で働いている作業員の方に御協力いただきまして、採血をさせていただいておりますが、現在、速報がまだ出たレベルといったところで、今その取りまとめ作業中ございまして、次回の監視部会におきまして、内容については、御報告をさせていただきたいというふうに考えております。そういった取組については、継続して取り組んでいるところでございます。

○上野外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

そのほか、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、資料1-1の後半部分と、あと資料1-2、大阪PCB処理事業所の長期保全の取組について御説明をお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

それでは、20 ページになります。6. 営業活動というところから始めさせていただきます。

掘り起こしへの御協力ということで、各自治体様の PCB 廃棄物を持っておられる方を探し出すための取組ということになりますけれども、こちらの取組では1つ目が、PCB 特別措置法、PCB 廃棄物につきましては、年に1回お持ちの方については、行政のほうに届出をされております。他方、私どものほうには、処理の契約、処理に入ります前に、まず登録をいただくわけですが、この二つの届出データを突き合わせまして、お持ちだという方で JESCO にまだ登録されていない方に対しましては、早期処理を依頼する文書を発出したということで、今般の監視部会でも御報告させていただいておりますが、その後の進捗状況でございますが、直近の状況でございますが、現在 469 保管者に対しまして、93%の方が進捗があったということでございます。377の方が登録済み、ほかに安定器だったということで、大阪事業所での処理対象物ではなかったという方、また低濃度ということで、無害化処理認定施設等での処理をされる方、また取り下げがあったという方ということでございます。引き続き7%の方に対しまして、各自治体様と協力、連携を取りまして、しっかり処理を進めていただくように働きかけるところでございます。

②のほうは電気事業法に係る使用中のものについての取組でございます。同じくこちらのほうにつきましては、中部近畿産業保安監督部近畿支部様と連名で文書で早期処理について御依頼をしておりますけれども、74の保管者様に対しまして、こちらについては全て登録済みということで何かしら処理に向けて進んでいただいているというところでございます。

総ざらいの取組でございます。こちらについては、私どもが見つけていただいたものに対しまして、契約、搬入、処理というふうに進めていただく取組でございますけれども、各自治体様とは定期的な打合せをさせていただきまして、まだ処理されていない保管者様の情報について、その取組スケジュール、またそういった内容について情報を共有させていただいております。また、なかなか登録や契約に応じていただけない保管者様に対しましては、早期処理の指導ですとか、掘り起こしで発見された保管者情報の提供など、各自治体様に協力を依頼してございます。

具体的な取組内容でございますが、こちらについては引き続き、当社の中に各自治体様の地域専任担当者を設けまして、各保管所様に登録及び契約締結を進めてございます。また、自治体様の掘り起こしによりまして、新たに登録された保管者様にはすぐに現地に訪問させていただきまして、内容を確認させていただいて、個別交渉を行って処理を働きかける、またなかなか応じていただけない方については、その理由等々について、各自治体様にフィードバックをするということで連携をしてございます。また、自治体様では立入調査といったようなことも行っていただいておりますので、この立入調査には同行をさ

せていただきまして、処理手続をその場でも進めていただくということで書類等々記入をお願いするというのも取り組んでございます。

処理手続がなかなか進まない保管者の見通しというところでございますが、こちらにつきましても、何らかの理由によりまして、処理手続を進めていただけない保管者様の数字の状況でございます。こちらは平成 30 年度末で 2 府 4 県内 400 社程度ございましたが、1 年後に大体半減、209 社となりました。また、昨年 12 月 31 日時点、59 社といったところが、前回の監視部会で御説明した数字でございまして、その後 7 月 31 日の時点では、7 社の方でございます。

処理手続が進まない理由でございます。7 社の内訳としては、4 社の方が処理費用の工面が困難である、2 社の方が処理制度に納得できない、1 社の方は機器が不明ということで、連絡が取れないという状況でございます。引き続き、この 7 社様に対しまして、各自治体様と連携いたしまして、処理に向けて御説明等々をしているというところでございます。

21 ページ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響ということでございまして、それまで処理の意向をお持ちだった方でございますけれども、この新型コロナの関係で会社業績が一時的に悪化されましたというふうな理由で処理の延期を申し出る保管者様、こういった方が 21 社、2 府 4 県内に出てまいりましたけれども、そのうち、こちら 7 月末の時点で 20 社、その後の状況で全社、処理意向の確認済みというふうになってございます。管轄自治体の御指導、法律の主旨説明ですとか処分期間等の状況、また中小企業者等軽減制度が拡充されたことがございまして、今年の 3 月までに処分手続を進めていただけた保管者様、かなり大幅に増えたという状況でございます。

22 ページでございますが、処理に時間を要するものとしたしまして、処理手間物というふうに私ども位置づけてございます。1 つは、トランス類で言いますと、コアの部分をコンクリートで固めたものですか、地下に保管されている、また高所の部分に保管されていてなかなか持ち出すのが難しいといったようなもの等々ございます。こちらトランス類でございますが、2 府 4 県内で 14 台該当しておりましたが、令和 2 年 7 月までに全て処理を終えております。

同じくコンデンサーでございますが、コンデンサーについてもコンクリートで固められたようなもの等々ございましたけれども、87 台全ては令和 2 年度までに処理を終えたというところでございます。もう 1 つが廃 PCB 等の油類でございますけれども、こちらは 22 ページ下のほうにまず御説明しておりますが、一つが低引火点成分の油が混入しております PCB の油でございますが、こちらにつきまして 2 府 4 県内で該当する油が 6 事業所でお持ちでございました。そのままで事業所内に持ち込んでの処理が難しいというものでございましたが、一応保管事業者様の一角をお借りいたしまして、前回までの監視部会で御説明しましたが、移動式の蒸留装置、これを設置いただきまして、各保管事業者様の責任のもとで、それぞれの方で蒸留分離を行うということで、行った後に当事業所の

ほうに搬入いたしまして、昨年度中に処理を終えたというところでございます。

もう1つだけ、次の23ページでございますが、多量保管事業者様、またそのほかにも高濃度の硫黄を含んだPCB油を一定量以上お持ちの方についての処理でございます。あのところでございますが、多量保管事業者の廃PCBの油でございますが、この事業者様は多量に保管されておりましたPCBの汚染物の自所の処理計画を策定されるために、平成29年5月に、この事業者様主催で検討委員会を立ち上げられまして、JESCOの大阪事業所のほうに受入れできる油ということでの受入れ条件を満たすような技術的な検討が行われております。PCBの汚染物、高濃度になりますが、ろ過ケーキが273トンでございましたけれども、こちらを有機溶媒IPA、イソプロピルアルコールですね、こちらで抽出分離をされるということで、受入れ可能となりますPCB油、これがドラム缶で511本発生してございます。また、その以降、PCBの固形物ですとか、高粘度の液状物、合わせて42.5トンでございますけれども、その後、これらを粘度調整のために炭化水素系溶剤でございますが、KP-8、HC-370、商品名になりますけれども、この炭化水素系溶剤、またはこの2つの液の混合液によりまして粘度調整をされました。受入れ可能な状態のPCB油としてドラム缶で170本が新たに発生したという状況でございます。

また、これ以外に高濃度の硫黄を含む油でございますが、この油中の硫黄分が100ppmから5,100ppm程度と高いということございまして、大阪事業所で採用しております脱塩素化分解では、パラジウムカーボン触媒を化学反応に使用いたしますが、この触媒の活性が阻害される、硫黄によりまして阻害されるために、処理に時間を要するという事になってございます。硫黄分の高い油につきましては、コンデンサー処理等々から発生いたします硫黄を含まない油、また系内から発生いたします回収溶媒、こういった油と混ぜまして、硫黄濃度を一定以下に抑えまして、処理の系統に投入いたしまして、順次無害化を進めているというところでございます。

こちらが多量保管事業者様から出てまいります油のうち低濃度の硫黄分の油もございまして、こちらと混ぜての処理といったことも検討しております。ただいまの状況は表の20のところに状況を御説明しておりますが、3社様でございますけれども、1社様につきましては、若干油の種類、発生の由来が違いますので、5段書きになっておりますけれども、全部合わせますと748本のドラム缶の油ということでございまして、7月末の時点で332本を搬入済み、289本が抜油等々で処理を進めているというところでございます。

24ページでございますが、トラブルの報告でございます。こちらについては、今年1月から7月までのトラブルの発生はございませんでしたので、こちらは御報告対象はございません。9のその他の説明事項ということになります。(1)のところでは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います事業所での対応状況となります。右のところに1枚写真を掲載させていただいておりますが、入口のところに自立式の検温器、またアルコールを置いておりまして、出勤時、また事業所のほうに入ってこられる方に対しましては、こち

らで検温いただきまして、またアルコールで手指の消毒等々していただき、入っていたくということをしております。また、マスクの着用等々もしております。また、一部でございますけれども、時差出勤、また在宅勤務の導入、また本日のようなテレビ会議を推進して、人と人との接触機会を減らすという対策を講じてございます。この間、しかしそのような取組を進めておりますが、JESCO 及び運転会社で何名かの方が社員でコロナウイルス感染いたしましたけれども、事業所内でほかの方に感染が拡大するといったことは一度もございませんで、操業に影響を及ぼしたということはございません。また、全社員につきましては、改善いたしまして復帰しているところでございます。視察及び見学状況でございますが、このコロナの関係ございましたので、見学の受入れは原則、中止をしております。

25 ページが緊急時対応訓練の実施状況ということでございます。これまでどおり、各年度のテーマを設けまして取組をしているというところでございますけれども、昨年度が現場で漏洩を見つけた場合、今年度は現場で火災を見つけた場合ということで、現場で働いておられますグループごと、少人数単位で毎月訓練を実施するというところをしておりますけれども、実績を表の 22 にお示ししておりますが、1 月以降、やはり新型コロナの感染が拡大した時期等々につきましては、一部訓練を中止、また延期といった対応もしております。実績はそちらに記載のとおりでございます。表でお示ししておりますのは、昨年度になりますが、今年の 3 月 24 日に屋外で消防訓練を大規模に実施したというところをございまして、消火器の操作訓練ですとか、タンカーでの搬送訓練、こういったことは実施しているというところでございます。

26 ページ、資料 1-1 の最後のページでございますが、安全教育の実施状況でございます。こちら大阪事業所、毎月テーマを決めまして、所員の方等々に安全意識、知識の向上を図るということを目的で安全教育を実施してございます。テーマについては、コンプライアンスですとか ISO の教育、また消防法の危険物、幅広いテーマで実施してございますけれども、コロナの関係がございまして、一堂に会するというところを控えております。3 密を控えるということでございまして、今年に入ってから書面開催を続けているというところをございまして、その下の写真のところはこの 8 月から 9 月にかけて、工事関係者、協力会社の方に点検で現場のほうに入らせていただきました。この際は、参加者を限定いたしまして、密にならないようなレベルでの参加者に限りまして、改めまして作業員への安全教育を実施したというところでございます。この際はコロナの対策、または熱中症対策といったことも併せて行ったというところでございます。

資料 1 については以上でございまして、続きまして、資料 1-2 になります。

○中野副所長（JESCO）

それでは、資料 1-2、長期保全の取組について説明させていただきます。資料 1-2 を御覧ください。

1のはじめにですけれども、御存じのとおり、計画的な処理期限が令和3年度末、そして事業終了の準備期間は令和6年度末までとなっております。これらの期間まで、設備、機器の機能を維持して安全・安定操業の確保を目指しまして、設備、機器の計画的な更新を中心としました中長期的な保全計画、長期保全計画を策定し、PDCAを回しながら設備管理を強化しております。保全形式につきましては、例年どおりですが、真ん中のボックスにありますけれども、予防保全と事後保全に大きく分けて保全活動を行っております。

2ページ目、裏に行ってください、今から説明させていただく内容は主に3つのシート、実施計画の表-1、それから実施状況の項目の表-2、そしてそれらをプロセスのフロー上で表した図-1、図-2で説明させていただきます。

早速ですが、表-1を御覧ください。2枚のシートからできていますけれども、1枚目のほうは、主に受け入れて抜油、それから容器の切断等を行います前処理を西棟でやりますけれども、こちらの設備になります。1-5ユニット機器の中で、今年度主にやっていく内容ですけれども、真ん中あたりに洗浄装置、判定洗浄装置という欄がございます。この中で超音波の振動子の交換というのを経年劣化リスク回避のために交換いたします。それから、真ん中VTR設備、2の項目、これが主体になってくるんですけれども、従来はD号機を中心に整備していたんですが、先ほどの1のほうの説明でもございましたとおり、D号機の腐食の進行度の度合いによって、廃粉末活性炭の処理を予備機であります予備準備しておりましたVTRのC号機のほうで対応することになりました。その辺の腐食対応工事をC号機のほうでやることになっております。後欄に、D号機同様のライニング等の配管に更新する項目があると思います。

それから、熱交換器類になります真ん中下のところに、D号機第1オイルクーラー、第2オイルクーラーとございますが、応力腐食割れの耐性のある2相系ステンレスのチューブに必要な応じて交換するという形を取っておりますが、今年度も昨年度同様、渦流探傷の試験を実施しております。第2オイルクーラーにつきましては、黒印の丸がついておりますが、4月の段階でシェルを更新しましたので予備チューブに既に更新済みでございます。それと西棟、もう1つ、タンク類一番下、V-1541A、廃PCB受槽というのがございますが、これはしばらく清掃してございませんでしたので、槽内の汚れの閉塞対応ということで清掃を実施しております。

次のページですけれども、こちらはPCBの反応処理する項で東棟になります。真ん中ぐらいに液処理設備でございますが、3-3の熱交換器類、第1、第2低沸蒸留塔の凝縮器、加熱器ですね。この周りの渦流探傷試験を実施して、結果に応じて更新するという形を取らせていただいております。

それから、3-5というところがあります。ユニット機器ですが、ドラム缶の昇降機、これのエアホースユニットを劣化のため更新するという形を取っています。そして、さらに配管類につきましては、先ほどお伝えしました第1、第2低沸蒸留塔のフィードライン、配管清掃ですね、これを昨年度定検で閉塞が見られたので清掃を実施しています。さらに

ポンプ類 3-7 という項目ですが、真空ポンプがありますけれども、こちら平成 21 年以降一度も点検していなかったのが、点検を実施しています。さらに水素発生装置につきましては、電解モジュールを劣化傾向にあるので 1 基更新をしています。そして共通機器として、非常用電源の発電機、これは故障のため借用していたんですけども、購入するという形で進めています。

そして、最後にユニット機器ですが、換排気の活性炭吸着槽を各所に設置していますが、その寿命がきましたので、活性炭の交換をするという形になります。

表の 2 にいきますが、この表の 2 は今説明しました表の 1 の番号にしたがって、1 から 5 番までが更新計画、6 番から 13 番までが経年劣化対応という形で区分けしております。工事期間についてもほぼこの 9 月末で完了しているんですけども、一部、秋までかかるものがございます。

以上、フロー図にまとめたものが図の 1 と図の 2 になります。図の 1 が、西棟側の設備になりまして、真ん中の緑枠が、先ほど伝えました洗浄装置、判定洗浄装置の超音波振動子の交換、右上側が VTR 関係、真空加熱分離施設の対応、C 号機の劣化更新とか、D 号機回りの熱交換器の更新、そういった形になります。渦流探傷試験も入っています。そして、欄外がフロー図には載っていませんけども、共用設備として、廃 PCB の受槽の清掃ですとか、非常用発電機の制御機器の交換、それから換気活性炭の吸着層の交換という形になります。

最後、図 2 ですけれども、これが東棟になります。東棟も、右上のところ、蒸留塔関係、第 1・第 2 低沸蒸留塔の加熱器様式関係の渦流探傷試験、それからおのおののフィード配管の清掃、そして真空ポンプのオーバーホールという形で取らせています。欄外が同じく共用設備でして、水素発生モジュールの更新ですとか、エアホースユニットの交換、そしてリストと同じように、換排気の吸着槽の活性炭交換という形になります。

説明は以上となります。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO さんの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

中地先生、よろしく願いいたします。

○中地外部有識者

2 点ありまして、1 点は 22 ページの 7 の処理手間物・困難物ですけれども、計画的に処理されているという御報告でしたけれども、今後、新たにその処理手間物とか困難物というのは発生しないのかどうか、現在登録されているものの中でそういうものが入っていないということよいかどうかというのを教えてくださいというのが 1 点です。

それと2点目は、資料の1-2の長期保全計画のところで御説明がなかった点で1点質問したいんですけども、運転延長ということもありますが、このモニタリング関係の設備とか、あるいはそのPCB濃度を測る分析装置とかという関係については、特に長期保全の関係から、あと二、三年運転を延長しても、特に対応する必要はないのかどうかということをお教えください。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ただいまの質問につきまして、JESCOさん、お願いいたします。

○安井所長（JESCO）

では、御回答させていただきます。御質問ありがとうございます。

1点目が処理手間物・困難物といったものの今後新規の発生はということかと思っておりますけれども、現在登録されているものにつきましては、性状等々確認は終わっておりますので、処理に特別、時間のかかるものが大量に登録されているといったことはございません。現在、御説明しました、23ページのほうで御説明した油抜きといったものが若干時間があるかなというところだけかと思っております。

○中野副所長（JESCO）

先生の御質問ございましたモニタリングと分析装置ということはこの長期保全の枠ではなくて、定期点検の枠で枠取りをして毎年点検をしております。長期保全というのは、予防保全と事後保全というところを目的とした枠になっております。分析装置とモニタリングについては、毎年しっかり実施しているという認識で考えていただければと思います。

以上です。

○中地外部有識者

分かりました。どうもありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ほかに御質問等ございますでしょうか。

上野先生、よろしくお願いいたします。

○上野外部有識者

20 ページの営業活動の掘り起こし調査なんですけども、469 保管者に対して 7%が未登録ということで、今年度中に処理しないといけないんですけども、実際のところ、これ見通しはどのような感じでしょうか、ちょっと教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ただいまの質問につきまして、JESCO さん、お答えできますでしょうか。

○桑原課長（JESCO）

御質問、ありがとうございます。営業課長の桑原でございます。今まだ 93%の進捗状況ではございますけども、最終段階で、今、自治体様が最終の確認を取っていただいておりますので、その中には、残念ながらどうしても連絡が取れないというようなところも一部出てくるかもしれませんけども、本年度中には、全て残っている部分も決着をつけるというような形で動いてございます。

以上です。

○上野外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。

前半部分も含めまして、全体で御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、次の議題に移らせていただきます。

議題（2）のほう、議題（2）の環境モニタリング調査についてということで、行政としてのクロスチェック結果につきまして、大阪市から報告をいたします。お願いします。

○棚橋課長代理（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制グループの棚橋でございます。本市が実施いたしましたモニタリング調査結果について御説明申し上げます。

右肩に資料 2 と記載してございます、令和 3 年度環境モニタリング調査に係る資料を御覧ください。

このモニタリング調査に関しましては、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の稼働に伴う周辺環境への影響を確認することを目的といたしまして、平成 17 年度の JESCO 操業開始前から毎年、夏場と冬場の年 2 回実施しているものでございます。調査場所につきましては、例年どおり、JESCO 大阪 PCB 処理事業所地点の 1 か所と、事業所に最も近い住居地域の地点として選定してございます桜島地点の合計 2 地点で調査を実施いたしました。また、調査時期に関しましては、例年どおり、夏の調査を 7 月に実施をいたしました。

調査結果でございますけれども、表にお示ししておりますけれども、例年どおり、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン等の項目に関しまして測定を行ってございますけれども、例えば、一番上に記載してございます PCB の値でございますと、調査結果は JESCO 地点におきましては 1 立方メートル当たり 0.43 ナノグラム、桜島地点におきましては 0.39 ナノグラムということで、右端に示しております基準値等とを比較いたしましても、非常に小さい値となっております。同じく、ダイオキシン類やベンゼンなどに関しましても、基準値と比較いたしまして、非常に小さい値となっております。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目には JESCO 地点、3 ページ目には桜島地点の経年変化を全てお示ししてございます。いずれの項目を確認いたしましても、特筆して数値が上昇しているような傾向はございません。

最後の 4 ページ目を御覧ください。4 ページ目に示しておりますのが、ダイオキシン類の測定結果の経年変化に関しましてグラフ化してお示したものでございます。JESCO 地点及び桜島地点のいずれの地点における測定結果も、操業開始前と比較しまして、特に数値が上がっている状況ではございません。また、三角印で示しております大阪市内のモニタリング地点 3 か所の市内平均と比較いたしましても、低い値となっております。

以上の結果から、JESCO 大阪 PCB 処理事業所による周辺環境への影響はほとんどないと考えてございます。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ただいまの大阪市からの報告につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。御意見がないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。そうしましたら、議題（3）にございます、高濃度 PCB 廃棄物の今後の処理方針及び PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組ということで、環境省様から御説明をお願いい

たします。

○神谷課長（環境省）

環境省、神谷でございます。これが先ほど御挨拶で申し上げました今年の9月22日に大阪市長さんに対して環境大臣名で要請を行ったという、今後の処理方針の内容の御説明でございます。

まず、PCBの全体的な処理の体系でございますけれども、これは御案内のとおり、平成13年にPCB特措法が成立しまして、全国5か所での事業を開始いたしました。変圧器、コンデンサー等については、大阪市を含めた全国5か所での処理、それから安定器、汚染物については、北九州と室蘭の2か所でのプラズマ処理ということで、事業を進めさせていただいております。当初、平成28年を処理期限として事業を開始したわけですが、当初立ち上げが必ずしも順調にいかなかったこと等もございまして、この期限までに処理ができないということで、平成26年の段階で一度期限を延長し、現在の処理期限、この右の図にございますように、大阪で言いますと、処分期間が今年の3月31日、計画的処理完了期限が来年の3月31日までという新たな期限を定めて事業を継続させていただいております。

それでこの終期が近づいてくる中で全国的な状況の見直しを行ってまいりました。進捗率を全国のベースで見ますと、その表にございますように、登録された38.8万台の変圧器、コンデンサーのうち、37.7万台の処理が終わったということで、全体に97.8%の進捗率でございます。それで、一方安定器や汚染物については、その地図にございますように、今7割台ぐらいの進捗率という状況でございます。

次のスライドをお願いします。問題はこの登録された機器についての進捗というのは、変圧器、コンデンサーについては順調に進んできておりますけれども、掘り起こしをされて、今後まだ出てくる可能性があるものというものも見込んで処理の終期を決めていく必要があるということでございます。そういう全国的な処理に必要な期間の見通しを立てた結果はこの表でございまして、まず安定器、汚染物等については、この2か所での処理なんですけれども、前回延長をさせていただいたときから、この処理対象量というのが非常に多く増えてございます。掘り起こしをした結果非常にたくさんの機器が出てきたということがございまして、今後の掘り起こしの見込み量も入れますと、計画的処理完了期限、北九州が3年度末、それから北海道が5年度末というのが、もう2年ほど処理に必要な期間が必要であろうというふうに見込まれるという状況でございます。

それから変圧器、コンデンサー等について、北九州事業については平成30年度末で終わってございますが、そのほかの4事業についての同様の見通しを見ますと、大阪事業について言えば、平成26年度当時から比べて、1.2倍の機器が出てきたということがございます。それから、今後の掘り起こし見込みについても、調査に対して回答がなかった事業者から出てくるかもしれない量を予測しますと400台ぐらいと見込んでございまして、

令和 3 年度以降も 3,000 台余りを処理する必要があるとということで、完了期限は来年の 3 月までなんですけれども、この 5 年度末ぐらいまでは処理の継続が必要ではないかという見通しでございます。他の事業所についても、同様に 5 年度ないし 6 年度末までは処理に期間が必要であろうという見通しを立ててございます。

あと、もう 1 つの課題としては、北九州事業地域のコンデンサー等の事業は平成 31 年の 3 月で処理を終了して今解体を始めてございます。その後、この北九州事業エリアにおいて、新たにコンデンサー等の発見が相次いでございまして、全体としては 460 台余りの機器がその後、見つかっておるという状況でございます。これは現在その処理をする手だてがないということで、事業者の方々に継続保管をお願いしているということでございます。

これらの課題を整理いたしますと、次のページをお願いします。

安定器・汚染物等については、今後計画的処理完了期限に加えて 2 年程度の処理期間が必要であると。それから変圧器、コンデンサー等については、これも同様に計画的処理完了期限までの処理の完了ができない可能性があるということでございます。それぞれ特にこの安定器の処理について、PCB の入っていないものを仕分すとか等々の処理促進策を講じてまいりました。それから、PCB 処理基金の用途の拡大によって、運搬費の助成などで、処理をしやすくする環境というのを整えてまいりましたけれども、やはり処理を各地域で完了するために、最後、事業の調整、見直しが必要であろうということで、各自治体への 9 月の要請に至ったということでございます。

次のページをお願いします。

まず、この行政の内容でございますが、安定器、汚染物等について、北九州事業については令和 5 年度まで、北海道事業についても令和 7 年度までの処理の継続を要請いたしました。それから、変圧器、コンデンサー等についてでございますけれども、この新規の発掘に対応するとともに、行政代執行がいろんな自治体の事情によって進まないこともあり得るということを考えまして、この準備期間も活用させていただいて、少なくとも令和 5 年度までは処理を継続させるという要請を、大阪市を含めてさせていただいております。それから、北九州のコンデンサーの継続保管案件については、令和 4 年度、5 年度に大阪事業所と豊田事業所で広域処理を行うということで、大阪市と豊田市に要請をさせていただいているとということでございます。こういった内容の要請文を 9 月 22 日に北九州市、大阪市、豊田市、北海道に対して環境大臣名で要請を実施してございます。文書そのものはこの資料の 3-2 というところでございます。いろいろこの要請に至る経緯を書いてございますが、要請の中心的な内容はこの 2 ページ目の下のところの記のところですね、この中にございますが、JESCO 大阪事業の令和 5 年度末までの処理の継続をさせていただきたいということと、それから北九州で発見されたコンデンサー等の一部を処理対象に加えていただきたいという内容の要請をさせていただいております。

次は、資料の 3-3 ですね。

○切川課長補佐（環境省）

それでは、切川から資料 3-3 の御説明をさせていただきます。ページをめくっていただきまして、最初に掘り起こしの進捗状況を入れております。こちら、令和 3 年 3 月の時点で大阪事業エリアは変圧器、コンデンサー、安定器、それぞれ掘り起こしが終了している状況になってございます。上の掘り起こしの変圧器、コンデンサーから御説明しますと、約 14 万事業者を対象に調査を実施いただきまして、その中で 3,290 の事業者から、右のピンクで示しておりますような変圧器、コンデンサー合計 7,336 台が発見されたという状況になってございます。調査の未回答事業者はゼロなんですけども、最終通知を送られた数が約 2 万事業者となつてございます。安定器は 31 万 6,000 事業者に対して調査を行っていただきまして、そのうち 1,320 の事業者から発見ありまして、合計で 7 万 8,281 台という状況でございます。こちら最終通知の発出が 7 万 979 件となつてございます。最終通知がそれぞれ 2 万と 7 万と多いという状況になってございます。北九州事業エリアの例ですと、平成 30 年で処理が終わりまして変圧器、コンデンサーについて、最終通知を送っている数が多い自治体から倉庫の片づけだとか、低濃度の PCB の掘り起こしのときに見つかったということで、高濃度 PCB がさらに発見された割合が高いということが分かってございますので、この最終通知を送ってくれている件数に対しても、いかにフォローしていくかというところは重要なと考えてございまして、電話等で最終通知を送った方々に、特にまだ事業所がある人たちに関しては、丁寧なフォローアップが必要だというふうに考えてお願いをしているというような状況になってございます。

2 つ目です。掘り起こしに関しまして、大阪事業エリアに関してはもう終了しておりますが、引き続き先ほどのフォローアップとかでも実施できるように、引き続き支援の体制を整えているといった状況になってございます。必要がありましたら、専門家の派遣等も含めて適宜対応させていただくという状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。

JESCO の資料の 1-1 でも御説明ありましたが、中小企業の負担を軽減するという事で、PCB の処理基金の中の中小基金、こちらに関しては御質問ありまして、収集運搬費用だとか処分費に関しても、中小企業は 7 割、個人に関しては 95% を軽減措置するという事を引き続き実施させていただいてございます。

その次のスライドをお願いします。これは日本政策金融公庫における貸付制度の御説明でございます。これは引き続き中小企業者が自ら保有する PCB 廃棄物を処理するとき費用の一部を貸付けさせていただくという制度でございます。

最後、環境省の予算関係でございます。今年度も必要予算を確保して、特に JESCO の施設の保守点検等の費用はしっかりと予算を確保して対応してございます。

以上で説明を終わります。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

○神谷課長（環境省）

すいません、ちょっと補足でよろしいでしょうか。

○谷野課長（大阪市）

お願いします。

○神谷課長（環境省）

すいません、神谷です。先ほどの要請の話でございますけれども、前回、事業の延長をお願いしてからのまた再度の要請となり、私たちとしても大変心苦しい限りでございます。地域内での処理をまずは徹底することが大事だということで、この監視会議も含めて、地元の皆様に丁寧に御説明をしながら御理解を得ていきたいと思っております。それから、先ほど委員から御指摘がありましたように、今後継続させていただける場合は、やはり施設の保全ですとか、運転廃棄物対策なども抜かりがないようにしっかり体制を組んで、安全第一で続けていくということが大事だと思っておりますので、そういったことにもしっかり対応してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。ただいまの環境省さんからの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

先、中地先生からお願いいたします。

○中地外部有識者

中地ですけれども、資料の3-3の御説明でちょっとよく分からなかったんですが、最終通知発出数と通知数というのはどういう方々に送っておられるのかということを説明していただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

○谷野課長（大阪市）

お願いします。

○切川課長補佐（環境省）

環境省の切川です。回答させていただきます。最終通知者に関しては、この一番左の調査対象事業者数の中で、現在も建物が存在し調査票が届いた回答件数 11 万 3,944 の事業

者の中で回答いただけなかった事業者が合計で 2 万 381 事業者あるということになります。同じように、安定器のほうもこの 31 万 6,422 という調査対象に対して、回答件数が 21 万 8,152 になってしまっておりますけれども、この 21 万 8,152 の中で回答をいただけなかった方たちが 7 万 979 あるという方で、その方がこの最終通知を送った数になってございます。

○中地外部有識者

そしたらその最終通知の左側の未回答事業者数がゼロというのはどういうことになるんですかね。今のお話だったら、回答してもらっていない、返事なかった人に送っているというお話になるんでしょ。ちょっとその辺の考え方がよく分からないので、よろしくお願いします。

○切川課長補佐（環境省）

すいません、確かにこの未回答と書いてちょっと分かりにくいので申し訳ありません。未回答事業者がゼロというのは調査の整理としてゼロとしているものであり、実際には最終通知の発出数と未回答者数は同じ意味になります。申し訳ありません。掘り起こしを行って、掘り起こし調査の調査票をお送りして回答を得られた人たちと、この最終通知を送ったというのは、足したら、この調査対象事業者で、かつ住所がある人になります。申し訳ありません。最終通知数というのは、実際回答を得られなかった人の数というのが正確な表現になります。失礼いたしました。

○中地外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。そうしましたら、上野先生から手が挙がっておりますので、お願いします。

○上野外部有識者

今の御説明いただいたので 1 つ分かったんですけど、もう 1 つ処理期限の延長ということで、これは環境省さんじゃなくて大阪市さんになると思うんですけど、近隣住民への説明をこれからしないといけないかと思うんですけど、計画のほうはどういうふうにされるのでしょうか。

それともう 1 つ、細かい話なんですけども、資料の 3-1 の 6 ページ目ですかね、変圧器、コンデンサー等は、北九州事業所は既に終わっているんで、これは北九州事業所以外の事業所について処理を継続させるというふうに理解でよろしいんですね。新たに北

九州でもう一度、もう1回戻すということはないと思うんですけど、文章上の問題かなと思います。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

それでは、1点目の御質問につきまして、大阪市のほうからお答えさせていただきます。

JESCO 事業所の立地自治体としましては、計画的処理完了期限をもって JESCO の事業を終了することがまず基本というふうに考えておりますことから、まずは関係自治体や JESCO の皆様には期限内の処理の完了に向けまして取組を引き続き進めていただきたいというふうに考えております。しかしながら、先ほど環境省さんからの御報告ありまして、期限内の処理が難しいものがありまして、期限後も新たに見つかるケースがあるということでございますので、環境省から本市に対しまして、先般検討要請があったということでございます。

今後、大阪市としましても、説明会を地元のほうにさせていただきたいということで、今、環境省のほうにも求めておりまして。といたしますのも、JESCO 大阪の事業につきましては、地元の此花区民の皆様をはじめ、皆さんの御理解、御協力がなければ成り立たない事業でございますので、地元の皆さんもはじめまして、市民、事業者に対しての説明会をしていただくということで、今、環境省と調整をしているところでございまして、一定、今、めどとしましては、11月の半ばぐらいをめどに説明会をするように調整しておるところでございます。大阪市としましては、こうした説明会での御意見等も踏まえまして、今後の環境省からの要請内容についての対応について検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○上野外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○神谷課長（環境省）

2点目で、要請を変圧器、コンデンサー等についての継続の要請ですけど、これは北九州市には御指摘のように行ってございません。北九州市については、安定器、汚染物等の処理の2年継続を要請したのみでございます。ほかの4自治体に対して、変圧器、コンデンサー等については、この準備期間を活用した事業継続というのをお願いしたという状況でございます。

○上野外部有識者

分かりました。要は 5 ページのところは全事業所と書いてあるのがちょっと気がついただけです。
以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。
そうしましたら、杉本先生から手が挙がっておりますので、よろしくお願ひします。

○杉本外部有識者

先ほどの住民の方々の説明会をというお話があったんですが、その広報というか、どう
いう人たちに、どんな形で呼びかけるのかというのがよく分からなかったの、す
ごく気になりました。此花区の人たちだけでいいのか、もう少し幅広く御説明会に参加する
機会があるのか、その辺りのことはどんなふうにご検討されておられますでしょうか。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。
環境省さんからお答えいただけますか。

○神谷課長（環境省）

分かりました。説明会の場を設けてというのは、今、御指摘いただきました、既に大阪
市さんからもご回答いただきましたように、そういう機会が我々に必要だろうと思っ
てございます。地元の此花区の方々を中心にとすることで今予定してございますが、どう
いう範囲でお呼びかけをするかということも含めて、今日いただいた御指摘も含めて、よく
検討して、御関心がある方に来ていただけるような方法を検討していきたいというふう
に思っておりますので、よろしくお願ひします。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。ただいまの御質問につきまして、まさに今、環境省と調整して
いるところでございまして、例えば地元の方に対しましては、区の広報を通じて御案内す
るとか、あるいは私ども環境局のホームページで一般の方に、事業者の方に対しても御案
内しようかというふうにご検討しているところでございまして、できるだけ此花区民ほか、市
民、事業者の方にも広く周知をしていきたいというふうにご検討しているところでござい
ます。よろしくお願ひいたします。

○杉本外部有識者

どうもありがとうございました。できるだけ広く報告していただければと思いますので。

○谷野課長（大阪市）

御指摘、ありがとうございます。

そうしたら、水谷先生のほうから手が挙がっております。お願いします。

○水谷外部有識者

水谷です。ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、北九州エリアで見つかったコンデンサー等を大阪と豊田で処理ということなんですけれども、これはどういうものを大阪でして、どれを豊田でするとか、あるいは配分とか、その辺りは決まっているんでしょうか。

○神谷課長（環境省）

ありがとうございます。これからよく調整をさせていただきたいと思います。1つのアイデアとしては、この北九州事業エリアには17県ございますので、そこをエリアで分けて、双方の事業所でできるだけ均等な負担になるような形で、地域で分けて搬入するというような案で各地元と御相談していきたいというふうに思っております。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

○水谷外部有識者

分かりました。ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

大藤先生から手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○大藤外部有識者

すいません、大藤です。1点ちょっと教えてほしいんですけれども、期限が延長になるということなんですけれども、最終的に行政代執行とかも考慮しないといけないこともあるかと思うんですけれども、この行政代執行、もしするとすると、どのぐらいの時期を

予定していращやるのかというのをちょっと教えていただけたらと思いますが。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。代執行の時期につきまして、

○神谷課長（環境省）

いいですか。制度論をまず申し上げますと、処分期間は今年の3月で大阪事業エリアについては、終わっておりまして、今年度が最後の1年だということで、ここで御協力を得られない方については、代執行を行っていく期間に既に入っております。ただ、いろんな事情で、これは事業者さんの事情もあるし、それから各自治体さんの事情もございまして、いろんな事務負担なり、経費負担の問題等もございまして、必ずしもこの1年で終わらなければ、来年以降にずれ込むことも予想されますし、また、新たな機器が来年以降出てきた場合は、その処理に応じていただかなければ、その後、代執行を検討する必要があるということで、令和4年度、5年度についても、それなりの数が出てくるんじゃないかなというふうには見込んでございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

大藤先生、よろしいでしょうか。

○大藤外部有識者

ありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

確認なんですけど、現在見つかっておるものについては、基本的には期限までに処理をするように代執行の措置を講じていくということで、来年度以降、もし新たに、来年度以降新たに見つかったものについては、その時点での判断のもと、代執行を措置していくというふうな御説明ということでよろしいでしょうか。

○神谷課長（環境省）

そういう原則で対応してまいります。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。今見つかっているものが来年度以降に代執行ということは、基本的にはないということでございますね。ありがとうございます。

中地先生。

○中地外部有識者

すいません。代執行されるのはいいんですが、使用中の機器なんかも代執行なんて、そう簡単にできないと思うんですけども、その辺はあまり強制的にやられるという強い意思が環境省さんにあるというふうに伺ってよろしいんですか。

○神谷課長（環境省）

これはもう PCB 特措法を平成 28 年に改正をして、もうこの期限までに処理をするということが、それぞれ保管事業者様の義務になりましたので、それは使用中の機器も含めてという、法制度はそういうことになってございます。これを厳格に執行するという一方で、各自治体さんの協力が不可欠なんですけれども、しっかりやってくださいということを徹底していきたいと思っております。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ほかに御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ほかに御質問等ございませでしたら、ただいまの御報告で予定しておりました議題は以上でございますが、全体を通して御意見、御質問はございませんでしょうか。

御案内のとおり、JESCO 大阪事業所の計画的処理完了期限まであと半年を切っております。私ども自治体としましては、掘り起こしや早期の適正処理の指導に取り組を進めておるところでございますけれども、JESCO におかれましては、PCB の処理が安全かつ安定的に行われますように、引き続きトラブルのないよう、老朽箇所の点検など、トラブルの未然防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

現在、コロナ禍の中でございますけれども、従事される皆様におかれましては、引き続き感染防止にも注意していただけますように、お願いいたします。

本日は有識者の皆様から忌憚のない御意見、御提案をいただきましてありがとうございます。いただいた御意見につきましては、今後の事業運営に反映しまして、また各自治体とも共有してまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で議題のほうを終わりたいと思います。司会のほうにマイクをお返しします。

○深瀬係長（司会）

皆様方には長時間の会議、御意見をいただきありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決めていきたいと思えます。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。